

総社市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月25日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市教育委員会規則第7号

総社市就学援助規則の一部を改正する規則

総社市就学援助規則（平成22年総社市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除条項等及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者 学校教育法第16条及び児童福祉法<u>（昭和22年法律第164号）</u>第6条に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者</p> <p>(3) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校（中等教育学</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者 学校教育法第16条及び児童福祉法第6条に規定する者又はそれに代わる者として総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>所得</u> <u>所得税法（昭和40年法律第33号）第22条に規定する総所得金額</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、小学校、中学校（中等教育学</p>

改正後	改正前
<p>校前期課程を含む。)又は義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 要保護者以外の児童生徒の保護者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 申請受付日において住民基本台帳上の世帯全員及び生計が同一である者の前年(申請受付日が1月1日から3月31日までの場合は前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が、教育委員会の定める需要額未満である者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>2 略</p> <p>(就学援助の種類及び額)</p> <p>第4条 就学援助は、次に掲げる事項の経費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより行う。ただし、総社市で同様の援助を受けている場合は、その援助に相当する事項を除き支給するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療費)</p> <p>(9) 略</p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、前項の規定にかかわらず、同項第5号及び第8号に掲げる事項に限る。</p> <p>3 総社市が設置する小学校又は中学校以外の学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる事項に限る。</p> <p>4 就学援助費の支給額は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>校前期課程を含む。)又は義務教育学校に在学し、総社市に住所を有する児童生徒又は教育委員会により総社市立の小学校又は中学校への就学を許可された児童生徒の保護者であり、次のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村で同種の援助を受けている者又は援助を受けることができる者は除く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 要保護者以外の児童生徒の保護者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 申請受付日において住民基本台帳上の世帯全員及び生計が同一である者の前年所得(申請受付日が1月1日から3月31日の場合は前々年所得)の合計が、教育委員会の定める需要額未満である者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>2 略</p> <p>(就学援助の種類及び額)</p> <p>第4条 就学援助は、次に掲げる事項の経費(以下「就学援助費」という。)を支給することにより行う。ただし、総社市で同様の援助を受けている場合は、その援助に相当する事項を除き支給するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 医療費(学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療費)</p> <p>(9) 略</p> <p>2 要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている保護者に対する就学援助は、前項の規定にかかわらず同項第5号及び第8号に規定するものに限るものとする。</p> <p>3 就学援助費の支給額は、別表第1に掲げる範囲内の額及び別表第2に掲げる額の合計額とする。</p> <p>4 総社市が設置する小学校又は中学校以外の学校に就学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号及び第7号に掲げる事項に限る。</p>

改正後	改正前
<p>(認定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、その内容について審査し、認定の可否を決定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、申請者に、審査のために必要な書類の提出を求めることができる。ただし、公簿又はその写しにより必要事項の確認ができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(仮認定)</p> <p>第7条 教育委員会は、前年の合計所得金額確定前に就学援助費を支給する必要があるときは、前々年の合計所得金額の合計額を第3条第1項第2号アの需要額と比較し、仮認定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(受給者の義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 受給者は、第3条に定める要件（以下「認定要件」という。）を欠くこととなったとき又は申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(支給の保留)</p> <p>第11条 教育委員会は、認定要件となった事項の変更が推測できるときは、就学援助費の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当</p>	<p>(認定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、認定の可否を決定するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、審査のために必要な書類の提出を求めることができる。ただし、公簿又はその写しにより必要事項の確認ができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(仮認定)</p> <p>第7条 教育委員会は、前年所得確定前に就学援助費を支給する必要があるときは、前々年所得を第3条第1項第2号アの需要額と比較し、仮認定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(受給者の義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 受給者は、第3条第1項及び第2項に定める要件（以下「認定要件」という。）を欠くこととなったとき又は申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(支給の停止)</p> <p>第11条 教育委員会は、受給者が前条第1項の支払いを滞納している場合には、就学援助費の支給を停止し、必要な措置をとることができるものとする。</p> <p>2 受給者が、前項による措置をとったにもかかわらず前条第1項の支払いを滞納する場合、教育委員会は、学校長を経由して受給者に現金又は現物を支給するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、認定要件となった事項の変更が推測できるときには、就学援助費の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当該年度を超えてはならない。</p>

改正後

該年度を超えてはならない。

(認定の取消)

第12条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 認定要件を欠くこととなったとき。

(3)及び(4) 略

改正前

(認定の取消)

第12条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第3条に規定する要件を欠くこととなったとき。

(3)及び(4) 略

別表第1 (第4条関係)

内 容		小学生		中学生	
		1年生	2～6年生	1年生	2～3年生
学用品購入費	学用品費	11,520円/年		22,510円/年	
	通学用品費	—	2,250円/年	—	2,250円/年
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		1,580円/年		2,290円/年	
新入学児童生徒学用品費		50,600円/年	—	57,400円/年	—

別表第2 (第4条関係)

内 容	小学生	中学生
学校給食費	保護者が負担した費用	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	交通費, 宿泊費, 見学料及び均一に負担したその他の費用。ただし, 上限額は教育委員会が別に定める。	
修学旅行費	交通費, 宿泊費, 見学料及び均一に負担したその他の費用。ただし, 上限額は教育委員会が別に定める。	
通学費	通学に要した費用。ただし, 公共交通機関等を利用して通学している場合に限る。	
医療費	治療に要した費用	
ヘルメット購入費	—	購入に要した費用

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年度申請分から適用する。